

平成22年度

事業計画書

熊本県産業技術センター

目 次

第1	はじめに	1
第2	管理運営	
1	機構組織	2
2	職員数の推移	2
3	業務分担表	3
4	職員名簿	5
5	予算状況	6
6	情報の発信	7
7	展示会等への出展	7
第3	政策方針事業	
1	ものづくり研究開発事業	8
2	バイオ・食品研究開発事業	11
3	農産加工研究開発事業	12
4	新規外部資金活用事業	13
第4	一般支援事業等	
1	一般支援事業	14
2	研修指導事業	16
3	産学官地域技術連携推進事業	16
4	中核企業技術高度化支援事業	17
5	計量検定事業	17
第5	設備機器導入計画	21
第6	関連団体の事業	22
1	熊本県知的所有権センター	22
2	社団法人発明協会熊本県支部	22
3	熊本県工業技術振興協会	23
4	一般社団法人熊本県溶接協会	23
5	熊本県ものづくり工業会	24
6	社団法人熊本県計量協会	25
※添付資料1		27
	・熊本県産業技術センター条例	
	・熊本県産業技術センター処務規程	
※添付資料2		38
	・熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱	

第1 はじめに

我が国の経済は、サブプライムローン問題に端を発した一昨秋の金融危機やリーマン・ショックを経て、長らく景気の低迷が続いていたところですが、今年3月に日銀が発表した企業短期経済観測調査（短観）では、金融危機からの低迷から脱していないものの、業況判断指数（DI）の改善が進むなど数値のうえでは景況感の底入れを示しているところです。しかしながら、県内の多くの企業や業種において、景況の回復の実感に乏しく、依然厳しい経営環境下が続いています。

熊本県産業技術センターでは、平成19年4月の組織改編を機に従来の「工業振興」から「農商工連携」など時代のニーズに呼応した「産業振興」への転換、「売れるものづくり」をコンセプトに県内産業の「技術部」を目指して取り組んできたところですが、世界規模で景気が急激に減速するなど地域企業を取り巻く環境は厳しいものがあり、当センターとしても、さらなる中長期的視点に立った企業支援体制の見直しが急務であります。

また、当センターの活動は、地域企業との長年の信頼関係に基づき支えられており「より多くの企業と連携を行い、より効果的に連携の構築」を図っていかねばなりません。

私どもの基本使命は、「技術相談・指導、依頼試験、研究開発の三位一体の業務推進により県内ものづくり業の技術課題の解決策を提供する」ことであり、このような地域企業のニーズに臨機応変に対応するため、県内産業の技術部として大学や(財)くまもとテクノ産業財団等の産業支援機関との連携を強め、業務の一層の効率化に取り組んで参ります。

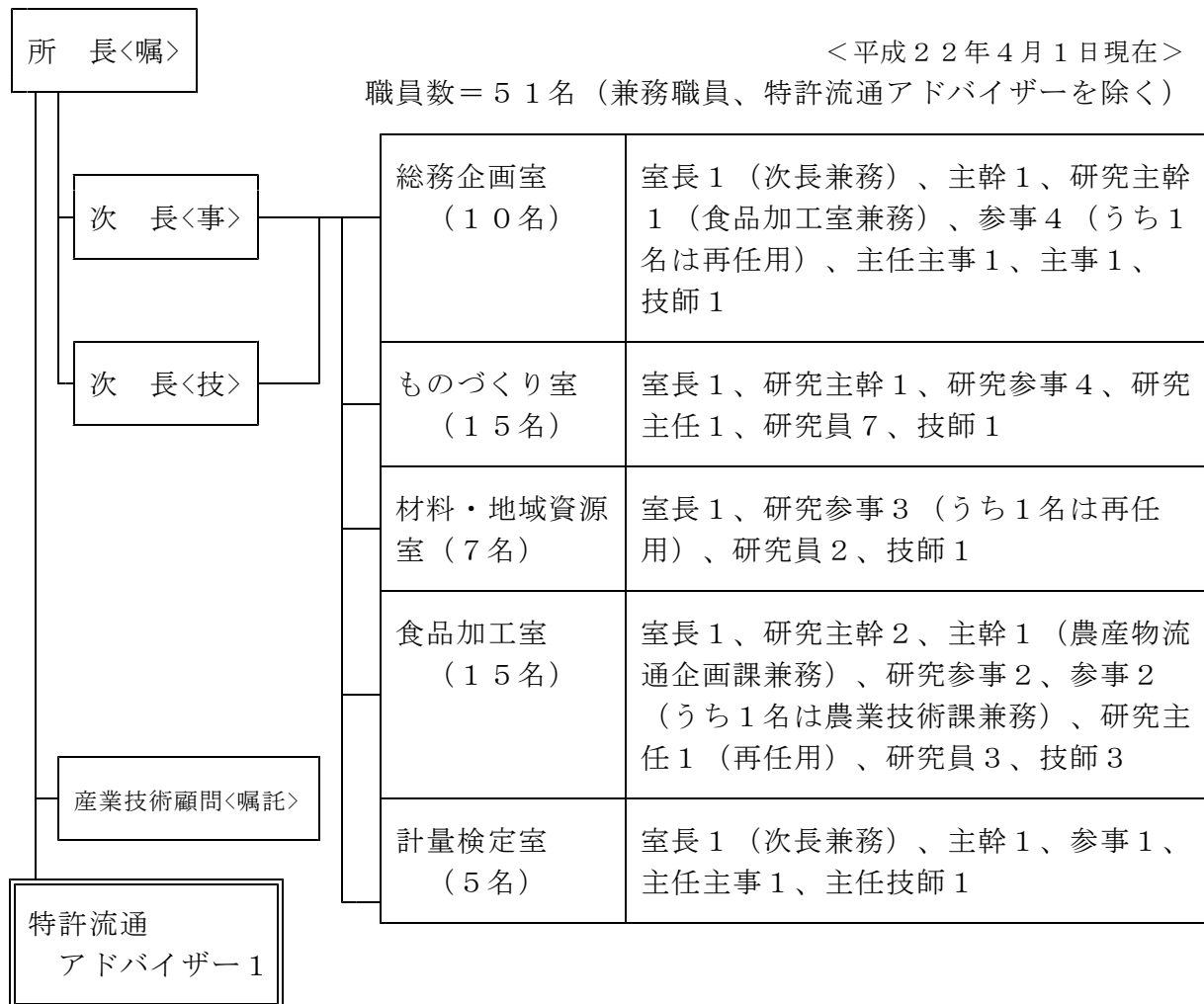
なお、本年度には、本館など建物のリニューアルを予定しており、企業の皆様とのパートナーシップのもと、皆様に一層御利用いただけるセンターをつくりあげて参りますので、より一層の御理解、御協力の程よろしく申し上げます。

平成22年4月

熊本県産業技術センター
所長 坂井 滋

第 2 管 理 運 営

1 機構組織



※添付資料1【産業技術センター条例、処務規程】

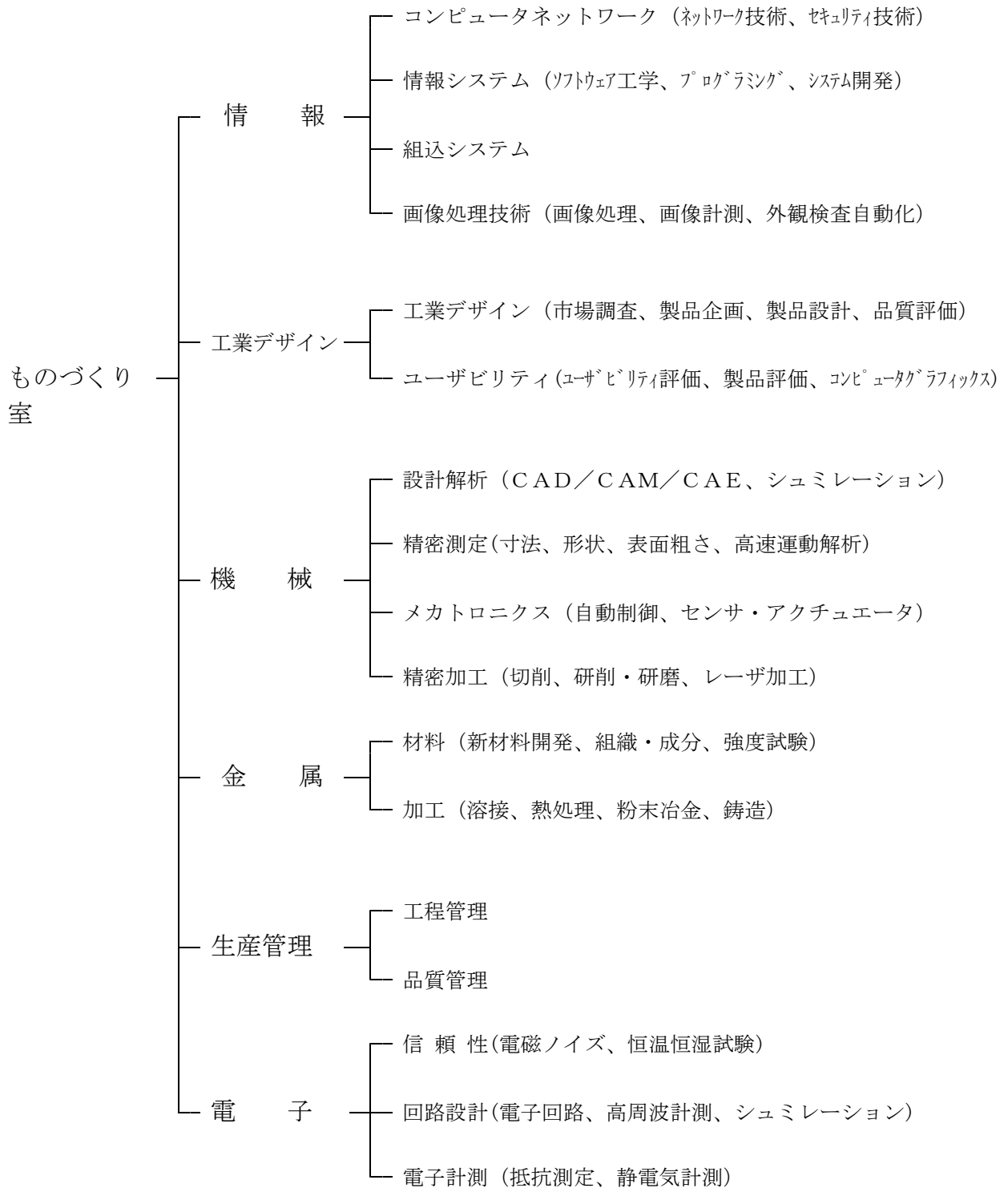
2 職員数の推移

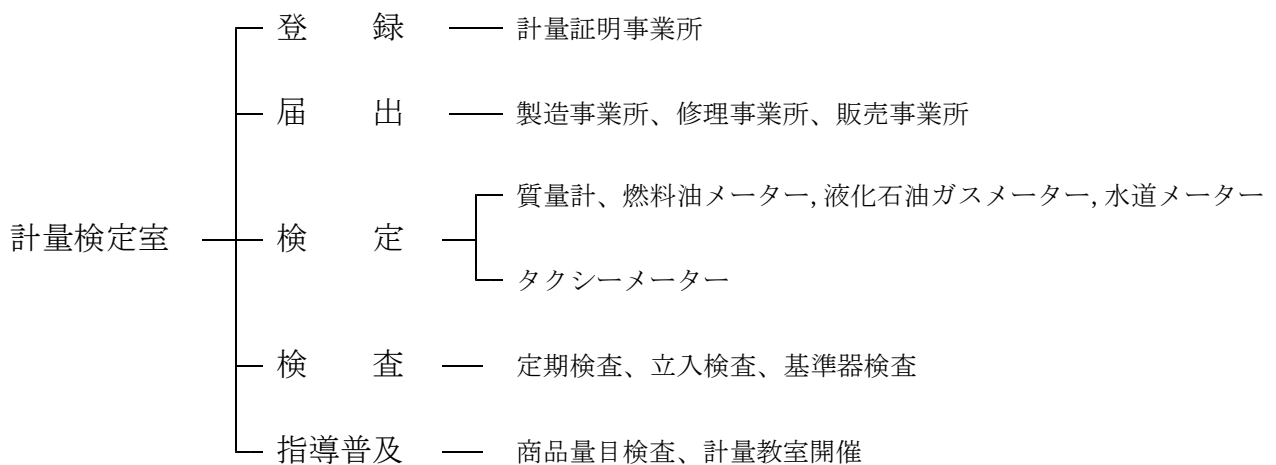
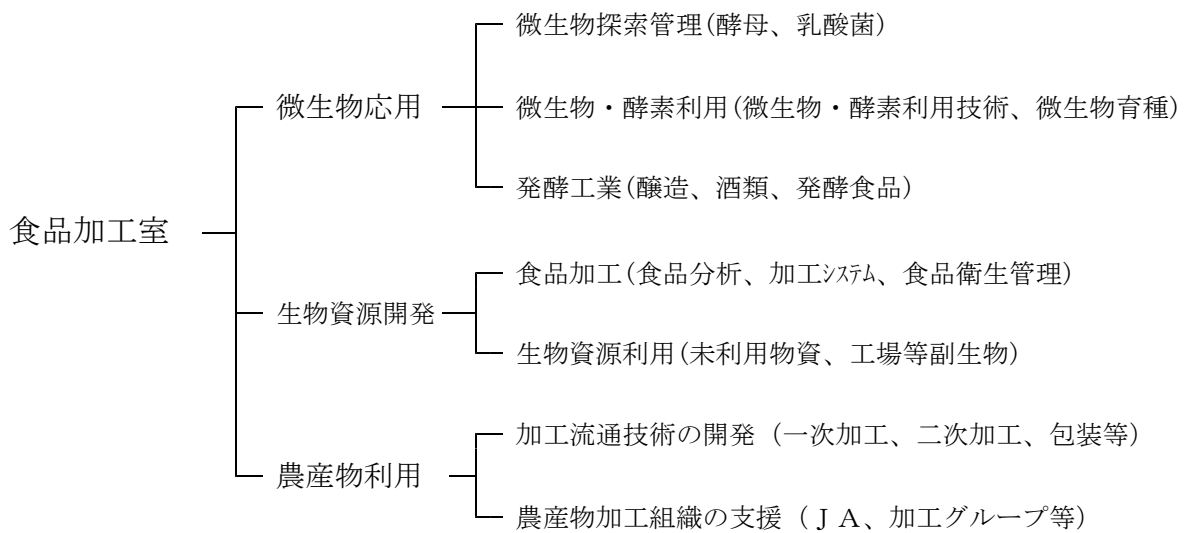
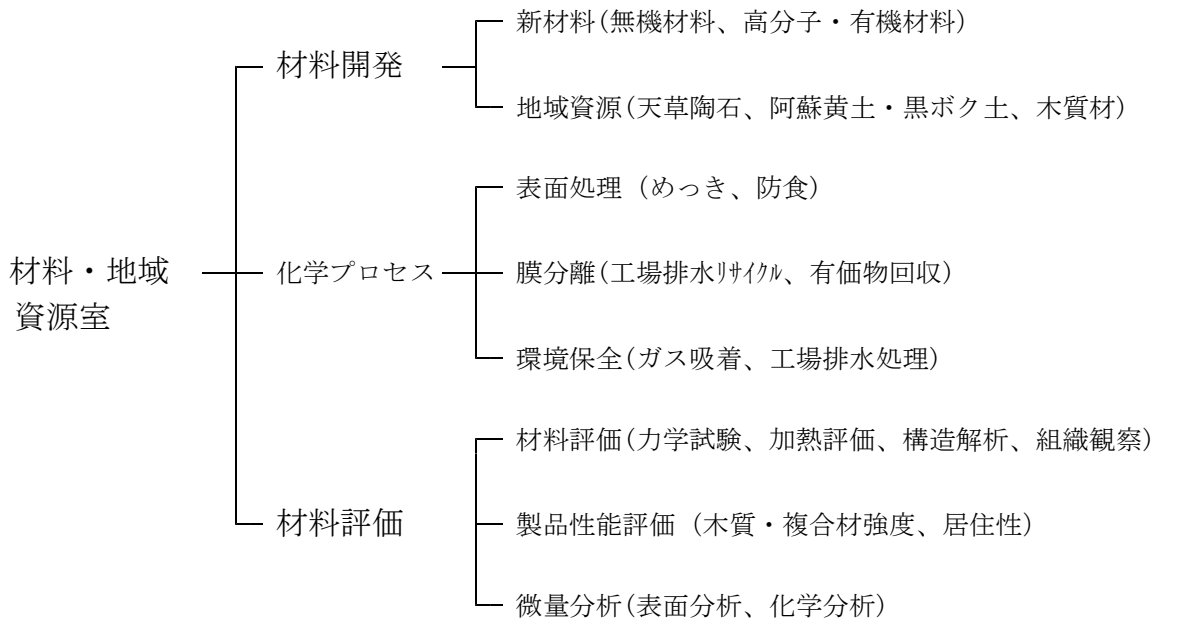
(H15からH18までの職員数は旧工業技術センターのみ記載)

	H16	H17	H18	H19.4.1	H19	H20	H21	H22
研究職	26	28	28	工業技術センター、加工食品研究所計量検定所	29	29	29	28
事務職	6	6	7		14	13	13	10
技術職	2	2	1		6	6	6	6
技能職	4	4	4		5	5	5	5
その他	—	—	—		1 (嘱) 1 (派)	3 (嘱)	2 (嘱)	2 (嘱)
計	38	40	40		56	56	55	51

3 業務分担表

総務企画室 —— 相談窓口、庶務、経理、企画調整、広報及び技術情報誌等発行





4 職員名簿

部署及び職名		氏 名	部署及び職名		氏 名
所 長		坂井 滋	材料・地域資源室	研究参事 (兼室長)	永岡 昭二
次 長(事) (兼総務企画室長兼計量検定室)		奥藪 惣幸		研究参事	中村 哲男
次 長(技)		松田 茂樹		研究参事	末永 知子
産業技術顧問		柏木 正弘		研究参事	永田 正典
総務企画室	主 幹	前田 浩之		研究員	城崎 智洋
	参 事	富重 定三		研究員	堀川 真希
	参 事	川口 洋		技 師	納寄 克也
	参 事	北里 昭一郎		食品加工室	主 幹 (兼室長)
	参 事	田尻 敬典	研究主幹		工藤 康文
	主任主事	廣田 友美子	研究主幹		林田 安生
	主 事	藤河 信代	参 事		園田 久美子
	技 師	矢津田 良二	研究参事		中川 優
ものづくり室	研究主幹 (兼室長)	河北 隆生	研究参事		三牧 奈美
	研究主幹	上村 誠	研究主任		湯之上 雅子
	研究参事	土村 将範	研究員		佐藤 崇雄
	研究参事	重森 清史	研究員	齋田 佳菜子	
	研究参事	石松 賢治	研究員	田中 亮一	
	研究参事	城戸 浩一	技 師	松窪 恵	
	研究主任	佐藤 達哉	技 師	福田 和光	
	研究員	川村 浩二	技 師	荒木 眞代	
	研究員	道野 隆二	(兼務) 主幹	家入 ひとみ	
	研究員	甲斐 彰	(兼務) 参事	吉田 美智代	
	研究員	濱嶋 英樹	計量検定室	主 幹	平岡 修二
	研究員	黒田 修平		参 事	村山 功
	研究員	石橋 伸介		主任主事	平畑 雅規
	研究員	村井 満		主任技師	坂田 一成
	技 師	齋藤 幸雄			

5 予算状況

(単位：千円)

事業名	平成20年度 6月補正後 予算	平成21年度 当初予算	平成22年度 当初予算	左の財源内訳					
				一般財源	使用料 手数料	財産 収入	寄付金	県債	諸収入
人件費	429,722	411,030	376,292	376,292					
★★政策方針事業	バイオ・食品研究開発事業	4,003	3,956	3,949	3,924		25		
	バイオマテリアルの開発と応用技術に関する研究	3,970	3,923	3,916	3,916				
	味噌酵母分譲事業	33	33	33	8		25		
	農産加工研究開発事業	6,592	5,912	5,907	5,907				
	ものづくり研究開発事業	5,111	3,162	3,162	3,162				0
	新素材の加工技術に関する研究	2,919	2,000	0					
	三次元CAEを活用した生産工程の高度化に関する研究	939	1,162	0					
	地域資源活用型研究開発事業	525	-	-					
	戦略的基盤技術高度化支援事業	728	-	-					
	情報技術を活用した高度ものづくりに関する研究開発事業	-	-	3,162	3,162				
	新規外部資金活用事業	58,000	48,465	46,659					46,659
	国等からの新規提案公募型事業	28,000	37,000	37,059					37,059
	カスタムメイド試験研究事業	27,600	7,970	7,000					7,000
	商品企画プロジェクト事業	2,400	3,495	2,600					2,600
	有機薄膜技術拠点形成事業	-	-	52,200	18,403				33,797
政策方針事業計	73,706	61,495	111,877	31,396		25		80,456	
★投資事業	センター設備緊急修繕事業	4,400							
	一般支援事業(投資分)競輪補助事業	30,100	31,500	31,397	15,699				15,698
	産業技術センター試験研究備品導入事業	103,801	198,661	25,170	3,336		10,800	6,000	5,034
	投資事業計	138,301	230,161	56,567	19,035		10,800	6,000	20,732
部局別枠予算	運営管理費	76,089	77,208	75,815	68,384	7,431			
	企画調整事業	969							
	技術指導育成事業	1,161	581	581	581				
	センター設備緊急修繕事業		3,000	3,000	3,000				
	★産学官地域技術連携促進事業	319							
	★中核企業技術高度化支援事業	16,615	16,832	16,690	16,690				
	★特許情報利用促進事業	432	276	0	0				
	★研修指導事業(農産加工部)	3,352	1,318	1,316	1,316				
	★一般支援事業	32,291	15,888	15,582	11,273	3,509			800
	一般支援事業	32,087	15,684	15,379	11,405	3,174			800
	依頼試験事業(農産加工部)	204	204	203	▲132	335			
	計量検定事業	10,998	10,362	19,676	9,475	7,716			2,485
	計量器検定事業	2,828	2,533	9,379	1,764	7,615			
	計量器定期検査事業	6,561	6,339	6,321	6,321				
	計量関係取締事業	797	697	697	697				
計量関係指導育成事業	207	202	203	102	101				
適正計量支援事業	-	-	2,485					2,485	
施設整備事業	605	591	591	591					
部局別枠予算計	142,226	125,465	132,660	110,719	18,656			3,285	
合計	783,955	828,151	677,396	537,442	18,656	25	10,800	6,000	104,473
★★施策方針事業(試験研究費)	73,706	61,495	111,877	31,396		25			80,456
★技術支援事業	191,310	264,475	90,155	48,314	3,509		10,800	6,000	21,532

6 情報の発信

(1) 報告書等の発行

- ・平成22年度事業計画書の発行（4月、250部）
- ・平成21年度業務報告書の発行（6月、300部）
- ・平成21年度研究報告書の発行（6月、350部）

(2) 技術情報等の発信

- ・メールマガジンの発行（随時）

(3) ホームページ運営（更新と機能強化）

<http://www.kmt-iri.go.jp/>

7 展示会等への出展

(1) 研究成果発表

- ・九州・沖縄地域公設試&産総研合同成果発表会に参加（10月）

第3 政策方針事業

1 ものづくり研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
情報技術を活用した高度ものづくりに関する研究開発		組込システム技術、デジタルエンジニアリング技術、商品企画の情報技術を活用した研究開発を行い、県内製造業に対するものづくり支援技術を確立する。	◎総括 河北隆生	3,162
ワイヤレスセンサーネットワーク（WSN）技術を活用した環境計測システムの開発 H22～H23	新規	ワイヤレスセンサーネットワーク技術を用いたデータ収集システムの構成方法および屋外等の利用を考慮した消費電力の低減方法や太陽電池等の利用について検討、開発・評価し、組込システム技術の高度化を図る。	城戸浩一 重森清史 石松賢治 道野隆二 黒田修平 斎藤幸雄 河北隆生	
高品位・高付加価値部品製造のための加工技術に関する研究開発 （知事会共同研究） H22～H23	新規	半導体等の製造装置部品への適応を目指したチタン合金やステンレス鋼等の難削材の切削加工技術及びマグネシウム合金やチタン合金等の各種軽金属材料の塑性加工技術等を確立する。 （共同研究機関：長崎県、大分県、鹿児島県、「難削性金属材料の精密切削加工技術の開発」）	濱嶋英樹 上村 誠 土村将範 川村浩二 道野隆二 新採職員	
CAEを活用した生産技術の高度化に関する研究開発 （知事会共同研究）	新規	九州・山口・沖縄9県公設試の担当者が、三次元CAD/CAM/CAE等のデジタルエンジニアリングを活用した設計、解析評価システムの構築、ネットワークを活用した解析技術の検討、各種解析事例の集約と評価、	土村将範 河北隆生 川村浩二 道野隆二 黒田修平	

<p>H22 ～ H24</p>		<p>CAE 解析事例のナレッジデータベース構築、当県開発の遠隔 CAE 解析システムによる評価および情報交換等を行う。</p> <p>(共同研究機関：九州・沖縄・山口 9 県、「三次元 CAD/CAM および CAE を活用した生産工程の高度化に関する研究」)</p>		
<p>CGM を活用した商品開発支援に関する研究 (一般支援事業) H21 ～ H22</p>	<p>継 続</p>	<p>売れるものづくりを目的とした商品企画、特にマーケティングのために、CGM とテキストマイニングを活用し、製品開発の企画・アイデア段階で客観性がある市場性評価の支援ツールを開発・評価する。</p>	<p>佐藤達哉 黒田修平 河北隆生 石橋伸介</p>	

2 バイオ・食品研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
バイオマテリアルの開発と応用技術に関する研究		バイオマスは環境に優しく、豊富な資源であるが、形態や物性が多様であるため、利用度が低いのが課題である。これらの資源の特徴や優位性を活かし、積極的な利用促進を図るため、生体材料（バイオマテリアル）、健康食品及びバイオ燃料まで含めた幅広い用途開発のためのバイオマス利用の技術開発を行う。	◎総括 林田安生	(千円) 3,517
バイオマスを用いた機能性複合材料の開発 H20～H22	継続	バイオマス資源であるキトサンやセルロース等の多糖類を付加価値の高い生体素材など産業的利用への転換を目指し、加工性や機能性を向上させるための微粒子化と機能性複合材料の開発を行う。	田中亮一 齋田佳菜子 城崎智洋 堀川真希 永岡昭二	
バイオマスを活用した食品開発及び機能性に関する研究 (機能性成分分析手法研究会、知事会共同研究) H22～H24	継続	バイオマスを活用した食品等の機能性について、食品及び食品原料の分析・評価等を行い、消費者に分かりやすく機能性を数値化すること等によって、売れるものづくりに向けた開発品の認知度向上等を図る。 (研究会参画機関：山口県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	佐藤崇雄 田中亮一 齋田佳菜子 中川 優 湯之上雅子 林田安生	
味噌酵母分譲事業	継続	県内で生産されている麦味噌の品質向上のため、当センターで開発した味噌用酵母の分譲を行う。	荒木眞代 田中亮一 林田安生	33

地域資源を活用した食品等の開発に関する研究	新規	阿蘇黄土、県産木材を使用した高付加価値な製品開発を行う。	◎総括 永岡昭二	399
阿蘇黄土を用いたゼリー・プリン等食品の開発	新規	阿蘇黄土は酸化鉄が 70 %程度含まれているとともに、カルシウム、カリウムといったミネラル元素があり、鉄分とミネラル元素を活かした阿蘇黄土含有栄養機能食品を開発する。	末永知子 湯之上雅子	
県産木材などを地域資源を活用した製品開発	新規	木質素材、工法の違いによる効果的な断熱性能、遮音性をもたせた部材を開発する。なお、流熱画像解析装置等により効果を比較検討する。	中村哲男	

3 農産加工研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
地域資源を活用した食品加工技術の高度化		県産農産物等地域資源の活用促進を図るため、食品産業や消費者が求めている「食品の安全性確保」、「特徴ある県産加工原料供給」及び「米粉の利用拡大」の技術的課題の解決を行う。	◎総括 工藤康文	5,907
簡易な品質管理マニュアルの作成 H20～H22	継続	漬物やゼリー類、調味料等の衛生管理の状況調査や日持試験、成分分析等を実施することにより、品質管理上の問題点を摘出し、品質管理技術の向上及び地域資源活用促進のための簡易な品質管理マニュアルを作成する。	工藤康文 三牧奈美 園田久美子	
新規用途米粉の利用拡大技術に関する研究 H21～H23	継続	水田の有効利用による食料自給率向上対策として、注目を集めている米について、パン・麺・洋菓子等新規用途拡大のための利用技術を開発する。	三牧奈美 工藤康文 福田和光	
味覚の数値化を活用した加工食品の研究 H22～H24	新規	味認識装置による食味の数値化を利用して加工食品の食味を目標とする味に制御する技術を開発し、県産農産物を原料とした加工食品の製造・開発を効率化する。	工藤康文 三牧奈美 松窪恵	

4 新規外部資金活用事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
国等の提案公募型事業	継続	<p>地域企業の新技術・新製品開発を支援するために、国等の研究資金の獲得を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 革新的膜分離技術の開発事業 2 日本学術振興会科学研究費補助金 3 戦略的情報通信研究開発推進制度 4 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 5 バイオ人材育成プログラム 6 その他の国の競争的研究資金制度 	各部担当者	37,000
カスタムメイド試験研究事業	新規	<p>個々の企業に合わせた研究開発や測定・分析などの要望に対応するため、企業から必要経費及び技術ノウハウ料を受け入れて試験研究を実施する。</p> <p>以下に掲げる項目のいずれかに該当し、かつ、センターの業務遂行上支障がないと認められて場合に受け入れる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 熊本県内に事業所を有する企業者及びこれらで組織される団体の製品及び製造工程の開発・改良等に寄与するもの。 2 県の産業振興に寄与するもの。 	各部担当者	7,000
シーズ創造プログラム事業	新規	<p>永続的な“売れるものづくり”を実践するため、研究員の技術力向上を推進する。</p>	各部担当者	2,600

第4 一般支援事業等

1 一般支援事業

(1) 技術課題等の解決のため、**技術相談・技術指導**を行います。

(2) 当センターが保有する**設備機器の開放**を行います。

設備機器の一部を以下のとおり紹介しますが、その他の設備機器及び使用料等詳細については、当センターホームページをご覧ください。

①ものづくり室（精密機械分館、電子機械分館内）

- ・ CNC 画像測定システム（プログラムによる寸法・形状測定）
- ・ 表面粗さ・輪郭形状複合機（各種加工における表面の性状を高精度で測定する機器）
- ・ 真円度・円筒形状測定機（円筒物の断面形状の誤差・評価）
- ・ 多機能解析システム（各種構造、熱、流体などの構造解析）
- ・ マシニングセンター（各種部品や金型などの高速切削加工）
- ・ 電子線マイクロアナライザー（E P M A）（精密機械部品や半導体回路の表面の元素を検出する装置）
- ・ レーザ顕微鏡（三次元の表面形状を観察する装置）
- ・ 高速デジタルオシロスコープ（高速な電気信号を測定する装置）
- ・ E M I 計測システム（電子機器から発生する電磁ノイズを測定するシステム）
- ・ V R ユーザビリティ評価システム（操作性の評価と自由記述文書の解析システム）

②バイオ開放試験室（食品加工分館内）

- ・ ガスクロマトグラフ質量分析計（未知物資の質量測定）
- ・ 自記分光光度計（物質の濃度などの定量分析）
- ・ ガスクロマトグラフ（アルコールなど香気成分の測定）
- ・ 酵母培養装置（酵母など微生物の培養）

③表面処理・環境開放試験室（精密機械分館、電子分館内）

- ・ EDS付走査型電子顕微鏡(材料や部品等の微細構造観察と組成分析(定性))
- ・ 耐候性試験装置（材料や製品等への紫外線照射による材料評価）
- ・ 塩水噴霧装置（製品・部品等への塩水噴霧による耐食性評価）

- ・ 蛍光 X 線分析装置 (製品・部品、不純物等の非破壊化学分析)

④加工試作室 (食品加工分館内)

- ・ 真空凍結乾燥機 (野菜や果物など復元性を目的とする乾燥)
- ・ 超微粒粉碎器 (食品やその原料の粉碎)
- ・ ドラム乾燥機 (多水分の食品やその原料の短時間乾燥)
- ・ 食品用高圧殺菌機 (食品の加圧加熱殺菌)
- ・ 真空加圧煮練機 (真空下で濃縮した高品質ジャム・エキス等の製造)

(3) **依頼試験・分析等**を行います。

ご希望の方は、事前に分析内容等について当センターにお尋ね下さい。
 手数料については、当センターホームページをご覧ください。

部 名	項 目	内 容
ものづくり室	機械試験	金属・機械材料強度試験
	金属試験	非破壊検査、溶接曲げ、マクロ試験、金属組織、金属分析
	形状測定	三次元形状測定、平面度測定、真円度測定、表面粗さ測定等
	抵抗試験	絶縁抵抗試験、体積抵抗率試験、表面抵抗率試験
	形状測定	レーザ顕微鏡 (表面観察、非接触表面粗さ測定)
材料・地域資源室	化学分析	有機・高分子材料、鉱物、セラミックス
	物性試験	セラミックス、プラスチック、材料強度試験
	木竹製品・材料試験	物性、製品性能
食品加工室	食品試験	食品成分分析、微生物・酵素試験、食品貯蔵試験、食品化学・物理試験

(4) 企業の社員や大学生等を一定期間受け入れ、**技術者養成**を行います。

(5) 中小企業技術者の専門的知識の向上・改善を図るため**技術普及講習会**や**研修会**を開催します。(別表1を参照)

(6) 新技術・新製品開発のため、**研究会活動**を行います。(別表2を参照)

(7) 熊本県みそ醤油工業協同組合から委託を受けて、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく醤油の格付検査を実施します。**(しょうゆ農林規格格付け事業)**

2 研修指導事業(食品加工室)

(1) 農業団体や農産加工グループ等を対象に、**加工技術向上事業**を行います。

①食品加工技術研修会を年3回開催する予定です。

- ・第1回 漬物加工の動きと県産農産物を使った加工技術
- ・第2回 食品包装技術と県産素材を活用した菓子加工
- ・第3回 粉体加工の動向と米粉の加工技術

②加工食品の開発や改良を目的とした試作や受託研修を行います。

③各地域の要請により、現地指導・現地研修を行います。

(2) 県内農業者や農産加工グループ等と食品産業との連携が円滑に行えるよう**農商工連携推進事業**を行います。

①農商工連携推進交流会を7月に開催する予定です。

(くまもと食品科学研究会及び熊本県食料産業クラスター協議会との共催)

②連携活動による県産農産物活用の新製品開発支援を行います。

③農商工連携支援に役立つ調査を実施します。

3 産学官地域技術連携推進事業

県内産学官の研究者・技術者が一堂に会し、新技術・新製品開発の取り組みや開発事例の紹介を通して、相互の技術的・人的交流を深め、県内企業における研究開発力の向上や新技術の導入促進を図ることを目的に「熊本県産学官技術交流会」を平成23年1月頃開催の予定です。

主な内容は以下のとおりです。

- 1 様々な分野における最新の研究成果などについて**口頭発表**を行います。
- 2 **ポスター、パネルの展示**を行います。
- 3 技術開発に取り組む方々相互の技術的・人的交流をさらに深めていただくた

め**交流パーティ**を行います。

【主催団体】

- 熊本県産業技術センター
- 熊本県工業連合会
- バイオテクノロジー研究推進会
- 熊本県工業技術振興協会
- (財)くまもとテクノ産業財団
- くまもと技術革新・融合研究会

4 中核企業技術高度化支援事業

当センターが構築したコンピュータネットワークシステムを利用して、中核企業・進出企業等の発展を積極的に支援します。

5 計量検定事業

- (1) 計量関係の**登録・届出の受付**を行います。
- (2) 計量器の検定・検査
 - ①タクシメーター、自動車等給油メーター等の**検定**を随時実施します。
 - ②指定定期検査機関が行う特定計量器の**定期検査の実施計画、実施区域等を策定**します。
 - ③使用中の計量機器等の**立入検査、取り締まり**を行います。
 - ④**分銅等の基準器検査**を実施します。
- (3) 計量行政についての理解と認識を深め推進を図るため、**商品量目検査、登録指導及び計量思想の啓発**を行います。
- (4) 計量記念日（11月1日）に併せ、**計量教室を開催**します。
県下3地区において、各20名をモニターに選出し試買調査を実施します。

(別表1)

技術普及講習会・研修会実施計画

部 門	講習会・研修会等の名称	開催回数	予定年月	備 考
ものづくり室	産業デザイン講習会	1	H23.01	熊本県工業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	情報ネットワーク技術講演会	1	H22.09	熊本県工業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	切削加工技術(高速切削技術)講習会	1	H22.08	熊本県工業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	計測技術講習会	1	H22.09	熊本県工業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	組込制御技術セミナー	1	H22.10	熊本県工業技術振興協会 電子専門部会と共催
	電磁ノイズ講演会	4	H22.06 08 10 12	熊本県工業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
材 料・地 域 資 源 室	技術講習会	1	H22.05	熊本県工業技術振興協会 化学専門部会と共催
	分析技術講習会	1	H22.06	〃
	表面技術講習会	1	H22.09	〃
	天草陶石に関する講演会	1	H23.03	天草陶石研究開発推進協 議会と共催
	有機薄膜研究会	3	H22.04 ～ H23.03	熊本県産業支援課と共催
食 品 加 工 室	食品開発・品質管理講習会	1	H22.06	熊本県工業技術振興協会 食品専門部会と共催
	機能性食品開発試作研修会	1	H22.09	
	食品加工技術研修会	3	H22.06 ～ H23.1	
	農商工連携推進交流会	1	H22.07	くまもと食品科学研究

※ 具体的な日程は、当センターホームページで確認してください。

(別表2)

研究会一覽

研究会名及び事務局	目的	構成	事業計画
多機能素材研究会 【材料・地域資源室】	企業ごとに生じた問題点を異業種の技術を持ち寄ることで解決を図ると同時に機能性材料・素材の開発を行う。	6 ・企業 ・大学 ・公設試	①共同研究開発の実施 ②関連企業の見学会 ③河川設置における性能評価 ④人工水路における性能評価 ⑤技術課題の検討
有機薄膜研究会 【ものづくり室及び材料・地域資源室】	有機太陽電池など次世代エレクトロニクス関連技術基盤となる有機薄膜について技術体系を習得するとともに、企業や技術者間の交流を構築する。	・大学、企業、 官公庁 オープン	・講演会等実施(3回)
食品機能性研究会 【食品加工室】	食品の機能性分野に係る技術力の向上に向けた技術的課題の検討等を行う。	・企業等 10	①食品の機能性に係る講習会の開催等
くまもと食品科学研究会 【食品加工室及び(株)熊本製粉】	県内の食に関わる技術者及び研究者の情報交換や技術向上を図る。	・農業団体等 10 ・企業等 20 ・高校、大学、官公庁、公設研究機関等の食に関わる技術者・研究者等 60	①研究会の開催(7月、11月) ②表彰事業(11月) ③広報誌発刊(2回)

第5 設備機器導入計画

本県産業の推進のため、以下の事業により設備機器を導入する予定です。

1 競輪補助事業（(財)JK A補助事業）

名 称	機 器 の 概 要
超高速ビデオ撮影装置	半導体製造・検査装置、機械加工機などの高速運動を観察・解析する装置です。X線検査装置に取り付けて非破壊で内部流体等を観察します。
恒温恒湿器	指定した温度・湿度環境を作り出し、熱帯や寒冷地等製品が使用される環境における耐性を試験する機器です。

2 産業技術センター試験研究備品導入事業

名 称	機 器 の 概 要
レーザ干渉測定器	非接触レーザースキャナーにより、三次元複雑形状の計測と CAD データとの照合などを行う機器です。
全自動窒素分析計	加工食品や調味料等に含まれる窒素分の測定に用います。

第6 関連団体の事業

1 熊本県知的所有権センター

1 目的

当センター及び(社)発明協会熊本県支部は、特許庁から知的所有権センターとしての認定を受けています。

特許情報をはじめとする知的所有権に関する情報を収集し、一般に提供するとともに、これを活用して地域の中小企業等の技術開発支援または円滑な特許流通の拡大と普及を図るため、知的財産権とその流通支援に関する専門家である特許流通アドバイザーを置き、無料で技術導入・移転の相談、または指導、県内企業等訪問指導・相談、PR活動等を行います。

2 事業計画の概要

- ①企業訪問による特許流通に関する相談・アドバイス
- ②県内外中小企業等の特許シーズ、ニーズを把握しマッチングを図る
- ③特許流通～事業化に至る支援を関係支援機関と連携・調整して実施
- ④特許流通支援事業 PR、特許利活用の啓発
 - i 開放特許活用例集、パンフレット等配布し特許情報提供
 - ii 特許流通事例を会議、講演で説明・PR
 - iii 出張相談会実施
 - iv 特許流通データベース登録支援
 - v 特許流通フェア開催案内

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館 3階 電話(代表)096-368-2101(内線336)
(直通)096-331-7023
(FAX)096-331-7023

2 社団法人 発明協会熊本県支部

1 目的

発明の奨励・産業財産制度の普及等の事業を推進し、地域の活力・技術開発を支援します。

2 事業計画の概要

- ①九州地方発明表彰事業
- ②熊本県発明工夫展開催事業
- ③全日本学生児童発明くふう展への出展
- ④未来の科学の絵画展への出展
- ⑤全国発明表彰への推薦
- ⑥荒尾少年少女発明クラブへの事業協力
- ⑦弁理士による無料発明相談会（支部内、各商工会議所）
- ⑧インターネット出願の支援
- ⑨特許電子図書館による代行検索

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館 3階 電話(代表)096-368-2101(内線334)
(直通)096-360-3291

3 熊本県工業技術振興協会

1 目的

本県産業の進歩発展を図るため、熊本県産業技術センターに協力し、産業技術の向上と合理化をはかり、会員相互の親睦を深めていきます。

2 事業計画の概要

- ①熊本県産学官技術交流会を熊本県等と共催
- ②刊行物を会員企業に配布（研究報告、技術情報誌等）
- ③専門部会による技術普及講習会等の開催

3 事務局

熊本県産業技術センター食品加工分館 1階 総務企画室内
電話(代表)096-368-2101(内線205)

4 一般社団法人 熊本県溶接協会

1 目的

県内関係業界と地元大学及び熊本県産業技術センターの相互連携のもと、県

内企業の溶接に関する技術、技能の向上及び普及を図ります。

2 事業計画の概要

①溶接技能者評価試験の実施

予備講習会（年月日）	学科及び実技試験日	場 所
第1回 平成22年5月9日（日）	5月15日（土）、16日（日） 23日（日）（予備日）	熊本県産業技術センター
第2回 平成22年8月29日（日）	9月4日（土）、5日（日） 12日（日）（予備日）	〃
第3回 平成23年1月9日（日）	1月15日（土）、16日（日） 23日（日）（予備日）	〃

②溶接技術競技大会の開催及び参加

名 称	開催年月日	場 所
第44回熊本県溶接技術競技大会	平成22年 9月18日（土）	熊本県産業技術センター
第41回九州・沖縄地区溶接技術 競技会	平成22年 6月 6日（日）	雇用・能力開発機構 鹿児島センター
第56回全国溶接技術競技会	平成22年10月23日（土） 〃 24日（日）	開会式：滋賀県大津市 競技会：雇用・能力開発機構 滋賀センター

3 事務局

熊本県産業技術センター電子機械分館3階 ものづくり室内

電話（代表）096-368-2101（内線214）（直通）096-369-5519

5 熊本県ものづくり工業会

1 目的

金型治工具及びその関連部門の進歩発展のため、産学官の相互連帯による生

産、技術、経営の向上と合理化、併せて県内需要の掘り起こしを図ると共に、会員相互の親睦を深めます。

2 事業計画の概要

- ①総会 平成22年5月21日（金）アークホテル熊本
- ②理事会 6回／年
- ③ネットワークサーバ研究会
- ④射出成形講習会・1級（7月：熊本県立技術短期大学校）
2級（5月：熊本県産業技術センター）
- ⑤ 先進地見学会（12月予定）
- ⑥ 工業高校生徒研究発表会
- ⑦ 技術短期大学校施設見学・学生面談会
- ⑧ 新春講演会（1月予定）
- ⑨ 分科会（6回/年）

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館3階ものづくり室内 電話(直通)096-365-3938

6 社団法人 熊本県計量協会

1 目的

本県の計量に関する知識の普及・啓発、計量に関する調査・研究及び計量法に基づく検査事業等を行うことにより、計量に関する知識及び技術の向上並びに計量管理の推進を図り、もって県民の経済発展及び文化の向上に寄与することを目的としています。

2 事業計画の概要

- ①計量に関する知識の普及・啓発
- ②計量に関する調査・研究
- ③計量に関する情報の収集及び提供
- ④計量に関する講演会、講習会の開催
- ⑤計量関係功労者等の表彰
- ⑥関係行政機関及び関係団体との協調・連携
- ⑦計量器代検査に関する事業
- ⑧指定定期検査機関に関する事業
- ⑨指定計量証明検査機関に関する事業

⑩熊本県収入証紙の売り捌き

⑪その他目的を達成するために必要な事業

3 事務局

熊本県産業技術センター計量検定室内 (電話・FAX) 096-367-7816

e-mail:kuma-keikyou@feel.ocn.ne.jp

○熊本県産業技術センター条例〔産業支援課〕

昭和 27 年 6 月 14 日

条例第 42 号

〔熊本県工業試験場設置条例〕を公布する。

熊本県産業技術センター条例

(平 19 条例 22・改称)

(設置の目的)

第 1 条 産業技術及び農林水産物の加工に関する研究開発、指導及び支援並びに適正な計量の実施の確保を行い、もって県内産業の振興を図るため、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)を置く。

2 センターの事務を分掌させるため、センターに支所を置くことができる。

(平 19 条例 22・一部改正)

(位置)

第 2 条 センターは、熊本市に置く。

(組織)

第 3 条 センターに所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第 4 条 所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(使用料)

第 5 条 センターの設備を利用しようとする者は、その都度使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表に定める額に 100 分の 105 を乗じて得た額(その額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。)とする。

3 既納の使用料は、返還しない。

(平元条例 26・追加、平 9 条例 8・平 12 条例 9・一部改正)

(雑則)

第 6 条 この条例に定めのあるものを除くほか、必要な事項は、知事が定める。

(平元条例 26・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 22 日条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 31 年熊本県条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(熊本県工業試験場使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

- 3 熊本県工業試験場使用料及び手数料徴収条例(昭和38年熊本県条例第16号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成元年3月25日条例第26号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行し、改正後の熊本県工業技術センター条例の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 2 熊本県工業技術センター使用料及び手数料徴収条例(昭和38年熊本県条例第16号)は、廃止する。

附 則(平成4年3月22日条例第30号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の熊本県工業技術センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は依頼に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の使用又は依頼に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月16日条例第24号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は依頼に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の使用又は依頼に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)
- 3 この条例による改正後の熊本県工業技術センター条例(中略)の使用料に関する規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日以前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月25日条例第10号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は依頼に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の使用又は依頼に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月23日条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月23日条例第16号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月16日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(熊本県食品加工研究所条例の廃止)
- 2 熊本県食品加工研究所条例(昭和 63 年熊本県条例第 31 号)は、廃止する。
(熊本県収入証紙条例の一部改正)
- 3 熊本県収入証紙条例(昭和 39 年熊本県条例第 24 号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

別表(第 5 条関係)

(平元条例 26・追加、平 4 条例 30・平 7 条例 24・平 10 条例 10・平 12 条例 9・平 13 条例 16・平 19 条例 22・一部改正)

使用料

設備名	単位	金額
1 化学試験・化学加工設備	1台30分につき	200円以上3,150円以下の範囲内で知事が定める額
2 食品試験・食品加工設備	1台30分につき	20円以上1,300円以下の範囲内で知事が定める額
3 機械試験・機械加工設備	1台30分につき	150円以上2,900円以下の範囲内で知事が定める額
4 金属試験・金属加工設備	1台30分につき	350円以上3,150円以下の範囲内で知事が定める額
5 木竹試験・木竹加工設備	1台30分につき	150円以上900円以下の範囲内で知事が定める額
6 電気試験・電気加工設備	1台30分につき	50円以上1,950円以下の範囲内で知事が定める額

備考 使用時間が 30 分未満のとき、又は使用時間に 30 分未満の端数があるときは、30 分として計算する。

○熊本県産業技術センター処務規程〔人事課〕

昭和31年6月1日
訓令第1248号
本庁各部課(室)
各地方出先機関

〔熊本県工業試験場処務規程〕を次のように定める。

熊本県産業技術センター処務規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)の処務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 センターに次の室を置く。

- (1) 総務企画室
- (2) ものづくり室
- (3) 材料・地域資源室
- (4) 食品加工室
- (5) 計量検定室

(次長等)

第3条 センターに次長を置く。

- 2 次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。
- 3 各室にそれぞれ室長を置く。
- 4 室長は、所長の命を受け、担当事務を処理する。
- 5 センターに産業技術審議員を置くことができる。
- 6 産業技術審議員は、上司の命を受け、産業技術の試験研究に関する重要な事項を審議する。
- 7 センターに、首席研究主幹を置くことができる。
- 8 首席研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する特命の事務を処理する。
- 9 センターに、主幹、研究主幹、参事及び研究参事を置くことができる。
- 10 主幹は、特命の担当事務を処理する。
- 11 研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する事務を処理する。
- 12 参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 13 研究参事は、上司の命を受け、試験研究に関する業務に従事する。

(分掌事務)

第4条 各室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画室

- (1) 公印に関する事。
- (2) 所属職員の人事及び服務に関する事。
- (3) 文書に関する事。
- (4) 経理に関する事。

- (5) 県有財産の管理並びに物品及び製作品の出納保管及び検収に関する事。
- (6) 試験研究等の総合調整及び企画に関する事。
- (7) 所内事務の統一調整及び取締りに関する事。
- (8) 試験施設及び設備の利用に関する事。
- (9) 県内工業団体等との連携及び調整に関する事。
- (10) センターの広報及び産業技術の普及促進に関する事。
- (11) 技術情報の収集及び提供並びに技術交流に関する事。
- (12) その他他室に属しない事。

ものづくり室

- (1) 情報技術の試験研究及び指導に関する事。
- (2) 工業デザインの開発研究及び指導に関する事。
- (3) 生産加工技術の試験研究及び指導に関する事。
- (4) 生産管理技術の試験研究及び指導に関する事。
- (5) 電子技術の試験研究及び指導に関する事。

材料・地域資源室

- (1) 工業材料技術の試験研究及び指導に関する事。
- (2) 地域資源の試験研究及び指導に関する事。

食品加工室

- (1) 微生物応用技術の試験研究及び指導に関する事。
- (2) 食品関連企業等の加工及び流通技術の試験研究及び指導に関する事。
- (3) 県産農産物等の加工及び流通技術の試験研究及び技術指導並びに研修に関する事。
- (4) 県産農産物等を利用した製品開発の企画及び総合調整に関する事。

計量検定室

- (1) 計量関係の登録及び届出に関する事。
- (2) 計量器の検定及び検査に関する事。
- (3) 基準器の検査に関する事。
- (4) 計量取締に関する事。
- (5) 適正計量管理事業所に関する事。
- (6) 計量技術の指導に関する事。
- (7) 計量思想の普及に関する事。
- (8) 諸統計の報告に関する事。
- (9) その他計量に関する事。

(専決事項)

第5条 所長は、次の事項を専決するものとする。

- (1) 所属職員の担当事務の決定に関する事。
- (2) 熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の規定に基づく服務に関する事。

- (3) 所属職員の旅行命令(所長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関する事。
- (4) 所属職員の時間外勤務等の命令に関する事。
- (5) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関する事(分限及び懲戒による場合を除く。)
- (6) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関する事。
- (7) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関する事。
- (8) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関する事。
- (9) 熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関する事。
- (10) 熊本県個人情報保護条例第25条の7の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関する事。
- (11) 第6号から第8号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関する事。
- (12) 光熱水費、複写器使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (13) 400万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
- (14) 1,000万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
- (15) 200万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
- (16) 100万円未満の支出負担行為(第12号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
- (17) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。
- (18) 熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第7条第4項の規定に基づく会計職員の任免に関する事。
- (19) 設備の一時使用承認に関する事。
- (20) 製作品の価格決定及び払下げ並びに依頼事項の受理及び費用弁償額の決定に関する事。
- (21) 熊本県産業技術センター条例(昭和27年熊本県条例第42号)及び熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)に基づく使用料及び手数料額の決定に関する事。
- (22) 計量法(平成4年法律第51号)第10条の規定に基づく勧告及び公表に関する事。
- (23) その他軽易な事項に関する事。

2 所長は、あらかじめ指定した次長に次の事項について専決させることができる。

- (1) 熊本県職員服務規程の規定に基づく服務(次長の服務を除く。)に関する
こと。
 - (2) 職員の旅行命令(次長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命
に関すること。
 - (3) 職員の時間外勤務等の命令に関すること。
 - (4) その他軽易な事項に関すること。
- 3 計量検定室長は、次の事項を専決するものとする。

- (1) 所属職員の担当事務の決定に関すること。
- (2) 所属職員の旅行命令(室長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る
復命に関すること。
- (3) 計量関係の登録に関すること。
- (4) 計量器の検定に関すること。
- (5) 計量器の定期検査に関すること。
- (6) 基準器の検査に関すること。
- (7) 計量法に基づく諸申請の調査及び照会に関すること。
- (8) 計量法に基づく諸届書の処理に関すること。
- (9) 計量に関する報告の徴収に関すること。
- (10) 計量法に基づく特定市の長との協議に関すること。
- (11) その他定例的かつ軽易な事項の処理に関すること。

(代決)

第6条 所長が不在であるときは、次長が所長の事務を代決することができる。

- 2 所長及び次長がともに不在であるときは、総務企画室長が所長の事務を代
決することができる。

(報告等)

第7条 所長は、毎年3月末日までに翌年度の事業計画を、及び毎年6月末
日までに前年度の事業成績表を知事に報告しなければならない。

- 2 所長は、計量検定室における毎月の事業実施状況を翌月25日までに知事に
報告しなければならない。

- 3 計量検定室における定期検査及び立入検査が終了したときは、遅滞なくそ
の成績を知事に報告しなければならない。

- 4 所長は、基準器、検定用具の出納を簿冊に記載し、毎月1回以上現品を調
査するとともに、毎年1回その調査書を作成し、知事の閲覧に供しなければ
ならない。

(雑則)

第8条 この規程に定のあるものを除く外、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和31年6月1日から施行し、昭和31年3月24日から適用
する。

- 2 熊本県立工業試験場処務規程(昭和22年熊本県訓令第2号)は、廃止する。
- 附 則(昭和31年10月22日訓令第1984号の3)
この訓令は、昭和31年10月1日から適用する。
- 附 則(昭和32年6月29日訓令甲第26号)
この訓令は、昭和32年6月10日から適用する。
- 附 則(昭和36年9月1日訓令甲第32号)抄
- 1 この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、従前の規程による手続その他の行為は、この訓令による改正後の規程の相当規定による手続その他の行為とみなす。
- 附 則(昭和37年1月1日訓令甲第4号)
この訓令は、昭和37年1月1日から施行する。
- 附 則(昭和38年3月30日訓令甲第7号)
この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和38年10月26日訓令甲第47号)
この訓令は、昭和39年1月1日から施行する。
- 附 則(昭和39年3月31日訓令甲第5号)
この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和40年8月1日訓令甲第24号の2)
この訓令は、(中略)昭和40年8月1日から施行する。
- 附 則(昭和41年3月22日訓令甲第4号)
この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和42年8月15日訓令甲第47号)
この訓令は、昭和42年8月15日から施行する。
- 附 則(昭和43年5月7日訓令甲第15号)
- 1 この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。
- 2 から51まで (省略)
- 附 則(昭和44年8月1日訓令甲第35号)
この訓令は、昭和44年8月1日から施行する。
- 附 則(昭和45年3月31日訓令第4号の2)
- 1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 (省略)
- 3 この訓令施行の際、従前の規程による手続その他の行為は、この訓令の相当規定による手続その他の行為とみなす。
- 附 則(昭和46年6月30日訓令第30号)
この訓令は、昭和46年7月1日から施行する。
- 附 則(昭和47年3月31日訓令第45号)
この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和49年7月31日訓令第38号)
この訓令は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日訓令第 7 号)

この訓令は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 7 月 17 日訓令第 19 号)

この訓令は、昭和 53 年 7 月 17 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 30 日訓令第 11 号)

この訓令は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 6 月 30 日訓令第 17 号)

この訓令は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 4 月 28 日訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 59 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 26 日訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 26 日訓令第 15 号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本県土木試験室設置規程の廃止)

2 熊本県土木試験室設置規程(昭和 46 年熊本県訓令第 36 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現に熊本県工業試験場に勤務を命ぜられている者は、次項及び附則第 5 項の規定による場合又は別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、熊本県工業技術センターに勤務を命ぜられたものとする。

4 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる職又は職務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、それぞれ同表新欄に掲げる職又は職務を命ぜられたものとする。

旧		新	
工業試験場	総務課長事務取扱	工業技術センター	総務課長事務取扱
	化学部長	工業技術センター	材料開発部長
	食品部長事務取扱	工業技術センター	微生物応用部長事務取扱
	機械金属部長事務取扱	工業技術センター	生産技術部長事務取扱
	電子部長事務取扱	工業技術センター	電子部長事務取扱
	工芸部長事務取扱	工業技術センター	情報デザイン部長事務取扱

5 この訓令の施行の際現に熊本県工業試験場研究主幹を命ぜられ土木試験部長事務取扱を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、熊本県工業技術センター研究主幹を命ぜられたものとする。

(熊本県文書規程の一部改正)

6 熊本県文書規程(昭和34年熊本県訓令甲第19号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(熊本県庁処務規程の一部改正)

7 熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和60年12月24日訓令第36号)

この訓令は、昭和60年12月24日から施行する。

附 則(昭和61年12月24日訓令第22号)

この訓令は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則(昭和63年9月28日訓令第23号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、昭和63年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 熊本県工業技術センター微生物応用部に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、熊本県食品加工研究所研究開発課に兼務を命ぜられたものとする。

附 則(平成元年3月31日訓令第9号)

1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に熊本県工業技術センター総務課長兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、熊本県工業技術センター企画調整課長兼務を命ぜられたものとする。

附 則(平成4年3月31日訓令第11号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日訓令第29号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日訓令第19号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日訓令第27号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 11 号)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 熊本県計量検定所処務規程(昭和 34 年熊本県訓令甲第 22 号)

(2) 熊本県食品加工研究所処務規程(昭和 63 年熊本県訓令第 23 号)

附 則(平成 20 年 3 月 31 日訓令第 12 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 20 日訓令第 44 号)

この訓令は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日訓令第 13 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)におけるカスタムメイド試験研究の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、カスタムメイド試験研究とは、企業等(以下「委託者」という。)からの委託を受けて公務として行う研究、試験、評価、調査等であって、これに要する経費(以下「委託料」という。)を委託者が負担するものをいう。

(カスタムメイド試験研究の申請)

第3条 カスタムメイド試験研究の申込みをしようとする委託者は、熊本県(以下、「県」という。)に、カスタムメイド試験研究申込書を提出するものとする。

(カスタムメイド試験研究の受入れ)

第4条 県は、前条の申請があった場合には、当該カスタムメイド試験研究が次に掲げる項目のいずれかに該当し、かつ、センターの業務遂行上支障がないと認められた場合に受け入れるものとする。

(1) 熊本県内に事業所を有する企業者及びこれらで組織される団体の製品及び製造工程の開発・改良等に寄与するもの。

(2) 県の産業振興に寄与するもの。

2 県は、前項により当該試験研究を受け入れることを決定したときは、カスタムメイド試験研究の受け入れに関する通知書により委託者に通知する。

(カスタムメイド試験研究契約)

第5条 前条の規定により受入れの決定をしたカスタムメイド試験研究について、県と委託者は、カスタムメイド試験研究に関する契約(以下、「契約」という)を締結するものとする。

2 前項の場合において、契約の額が100万円以下の契約については、県は契約書の作成を省略することができる。

(委託料)

第6条 委託者は、別に定める算定基準により算出し、前条の規定により締結した契約に定める委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料は、原材料費、旅費、機器使用料相当分(委託料により機器を導入する場合を除く。)及び消耗器材費等のカスタムメイド試験研究に必要な経費及び技術ノウハウ料の合計額とする。ただし、カスタムメイド試験研究の遂行後、精算額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

(委託料により取得した設備等の帰属)

第7条 委託料により取得した設備等は、県に帰属するものとする。

(委託者からの研究用資材及び設備の提供)

第8条 県は、委託者からカスタムメイド試験研究に伴う研究用資材及び設備(以下「研究用資材等」という。)の提供を受けることができる。

2 県は、前項の研究用資材等について、センターの職員が故意又は重大な過失によって損害を与えた場合を除き、当該研究用資材等の損害につき賠償する責を負わないものとする。

3 県は、カスタムメイド試験研究が終了し、若しくは中止し、又はカスタムメイド試験研究実施期間が満了(以下「カスタムメイド試験研究完了」という。)したときは、研究用資材等について、カスタムメイド試験研究完了時の状態で委託者に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、委託者の負担とする。

4 県は、委託者から提供された研究用資材等を、契約終了後に協議の上、無償で譲り受けすることができるものとする。

(委託者からの研究員の派遣)

第9条 県は、委託者が当該委託者に所属する従業員等を研究員としてセンターに派遣することを、カスタムメイド試験研究実施期間内に限り認めることができる。

(研究の遂行)

第10条 県は、本カスタムメイド試験研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については、委託者に対してその賠償を請求しない。ただし、委託者の提供物品や情報等にかしがあったことに起因して県が損害を被ったときは、委託者は県の損害を賠償するものとする。

(委託料の未納等による契約の解除)

第11条 委託者が委託料を期日までに支払わないとき、又は研究用資材等を期限までに提供しないときは、県は契約を解除することができる。

2 前項の場合において、県は、原則として委託者が既に支払った委託料は返還しない。

(天災等による契約の解除)

第12条 県は、天災その他やむを得ない事由があるためカスタムメイド試験研究の遂行が困難となった場合は、当該カスタムメイド試験研究を中止することができる。

2 前項の規定によるカスタムメイド試験研究の中止に伴い、カスタムメイド試験研究契約を解除するときは、委託者が支払った委託料から既に支出された経費を控除した額の全額又は一部の額を返還する。

3 県は、カスタムメイド試験研究が天災その他やむを得ない事由により契約期間内に終了しなかったときは、その責めを負わない。

4 委託者からの申出によるカスタムメイド試験研究の中止に伴い、契約を解除する場合には、原則として委託者が既に支払った委託料は返還しない。

(カスタムメイド試験研究の完了)

第13条 県は、カスタムメイド試験研究完了時は、遅滞なく、その結果についてカスタムメイド

試験研究報告書により委託者に報告しなければならない。

(委託料の精算)

第14条 県は、カスタムメイド試験研究を終了し、又は中止したときは、前条の報告により、遅滞なく委託料の精算を行い、その精算額が委託者が既に支払った委託料に満たないときは、その差額を委託者に返還するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託料が10万円以下のカスタムメイド試験研究については、委託料の精算を要しない。

(試験研究結果による委託料の不還付)

第15条 委託者は、委託者の期待した試験研究結果が得られていないという理由で、委託料の返還を県に要求できない。

(秘密保持)

第16条 委託者は、カスタムメイド試験研究において知り得た情報を秘密として保持しなければならないものとし、県は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条に規定する守秘義務を遵守し、委託者の不利益とならないよう配慮するものとする。

(特許を受ける権利)

第17条 カスタムメイド試験研究の実施により得られた発明等に係る特許を受ける権利の持分は、発明への貢献度に応じて、県と委託者が協議の上で定めるものとする。

2 前項により発生した発明等の業務を担当した熊本県職員の権利の継承については、熊本県職務発明等に関する規程(平成2年熊本県訓令第25号)に基づき取扱いを決定するものとする。

3 前2項の規定により県と委託者が共同で特許出願する場合は、共同出願契約を締結するものとする。

(準用)

第18条 前条の規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利、プログラム等の著作権並びに回路配置利用権及び回路配置利用の登録を受ける権利について準用する。

(カスタムメイド試験研究完了後の成果の報告)

第19条 県は、カスタムメイド試験研究完了後、本カスタムメイド試験研究の展開状況について、委託者に報告を求めることができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県産業技術センター
〒862-0901 熊本市東町3-11-38
TEL:096-368-2101 FAX:096-369-1938

ホームページアドレス <http://www.kmt-iri.go.jp/>

22 商 産セ

② 001

再生紙使用